

報道機関 各位

## 【新型コロナウイルス感染症関連情報】

### 4月1日以降の 市公共施設の利用制限について

市では、3月31日までの市公共施設の利用について、段階的緩和期間における東京都の対応に沿い、利用時間を午後9時まで（ただし、午後9時以降を含む貸出枠を設けている施設については、午後9時まで利用可）に制限していますが、3月24日に発表されたリバウンド防止期間における東京都の対応に沿い、市では引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、4月21日までの間、同様に市公共施設の利用を制限します。

※利用時間以外の制限およびキャンセル料等は施設により異なるので、詳細は市ホームページをご覧ください。

ページ名：市公共施設の利用制限およびキャンセル料等について

URL：<https://www.city.higashikurume.lg.jp/1014778/1015260/1014810.html>

東久留米市企画経営室秘書広報課 齊藤  
Tel.042-470-7712 Fax042-470-7804  
E-mail：hishokoho@city.higashikurume.lg.jp